

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(宿泊を拒むことができる事由) 第8条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]</p>	<p>[同左] 第8条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。